

要望等記録一覧表（令和3年3月分）

No. 74	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	都市計画法第32条第1項の規定に基づく同意にかかる自治会同意について			
【要望等の概要】	<p>小明町地内（小明町自治会内）で計画されている開発事業において、開発事業者は建築課の了承の上、事業地の隣接自治会である小明台自治会と開発協定を締結しているが、管理課は開発区域内の里道の付け替えに関する地元同意の対象を事業地となる小明町自治会としている。同じ開発事業で対象自治会が異なるのはおかしいので、管理課も小明台自治会の同意を必要とすべきとの要望があった。また、要望等の記録公表制度を利用して本要望を記録・公表するよう要望された。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>建築課は、開発担当部局として開発全般について地元との調整を要請しており、管理課は開発事業における里道の付け替えについてのみの地元同意を必要としています。また、管理課については開発区域が属する自治会の同意を必要としており、隣接自治会の同意は必要としない旨を説明しました。要望等記録を行うことを回答しました。</p>			
【担当部署】	管理課			

No. 75	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	水道の行政財産の使用			
【要望等の概要】	<p>①駐車場として裏の土地を1か月位貸してほしい。 ②駐車場の件は他で借りられたのもういいが、家を建てるための重機を入れるのに、隣接するお宅の家の軒などに引っかかるといけないので、裏にある土地を4月に3日間ほど貸してほしい。自治会からその土地は水道の検針員が月末と月初しか使っていないので空いているから借りられるのではと聞いている。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>該当の土地については、水道用地で使用しているため、貸すことはできません。</p>			
【担当部署】	上下水道部総務課			

No. 76	【要望者区分】	団体・法人	【要望者氏名(名称)】	行政書士法人アールエイチ事務所
【件名】	水道の行政財産の使用			
【要望等の概要】	<p>①住宅新築工事のために自治会の道路からでは、安全に入ることができない。安全に工事するために、宅地の裏の土地を4月に数日間目的外使用等できないか。他の自治体では同じようなことで借りたことがある。また、今回の新築予定地の隣の家を建てる時には借りたという話を聞いた。 ②その貸している先がいいと言えば借りられるのか。 ③生駒市は、困っている市民に協力しないと言うんですね。冷たい対応やなあ。じゃあ、その自治会の人たちから直接あなた宛てに苦情の電話が入ることになるがいいんですね。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>①当該土地は水道用地で、行政財産であり、既に別に使用しているのでお貸しすることはできません。 ②借主の判断では決められない。許可元が生駒市なので、お貸しできないという返事になります。 ③電話をいただいたらお受けします。また、かつてどういう事情で貸したのかは確認しますが、お貸しできないことは変わりません。</p>			
【担当部署】	上下水道部総務課			